平成２２年（フ）第３３１号
愛知県豊橋市多米中町４丁目６番地８　201
債務者　小松麻利奈
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３３２号
愛知県豊橋市佐藤２丁目16番地の14
債務者　兵道　米吉
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３３３号
愛知県豊橋市佐藤２丁目16番地の14
債務者　兵道　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３４０号
愛知県新城市字東沖野20番地10　県営弁天住宅２街区１棟202
債務者　阪口　光代
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１３４号
長野県小諸市大字柏木1270番地１
債務者　江口　一尋
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１２７号
島根県出雲市野郷町648番地３
債務者　山﨑　方子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３５号
島根県出雲市大社町杵築南1364番地11
債務者　長岡　誘美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３６号
島根県出雲市小山町494番地９
債務者　前原　孝志
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第８６６号
岡山市東区西大寺中３丁目７番21号
債務者　竹岡　京子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３５号
東京都青梅市新町４丁目25番地の12ウエスト21　205
債務者　醍醐セシリアこと　ダイゴ　セシリア　バヒータ
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８１号
北海道帯広市西18条南２丁目６番地　ハウスアバンセＢ棟107号
債務者　長瀬あつみ
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
北海道中川郡本別町北８丁目８－４、住民票上の住所北海道帯広市西16条南５丁目31番10号
債務者　山根　貴好
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６８４号
東京都小平市学園東町２丁目６番３号鎌田コーポ202号
債務者　島崎　　正
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９２号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番14―1424号　座間東原共同住宅
債務者　小林　順子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６８４号
相模原市中央区上溝1541番地10
債務者　山﨑　大介
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部